

公営企業の管理者の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月20日

倉吉市長 広田 一恭

公営企業の管理者の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程

公営企業の管理者の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成29年水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係） 補助執行を行う事務			別表（第2条関係） 補助執行を行う事務		
部等	課等	事務	部等	課等	事務
総務部	略		総務部	略	
	職員課	1～5 略		職員課	1～5 略
		6 職員（局長、次長及び課長を除く。）の病気休暇、特別休暇（生理休暇、 <u>更年期休暇</u> 、夏季休暇及び看護休暇を除く。）、介護休暇及び介護時間に関すること。			6 職員（局長、次長及び課長を除く。）の病気休暇、特別休暇（生理休暇、夏季休暇及び看護休暇を除く。）、介護休暇及び介護時間に関すること。
		7・8 略			7・8 略
略		略			
略			略		

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。